

処方箋の表記が変更になり、 「**一般名処方**」を開始します

2025年1月6日より当院の処方箋が「**銘柄名処方**」から「**一般名処方**」になります

処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じお薬を受け取ることができます

「一般名処方」とは？

- ①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて
【**般**】+「**一般名**」+「**剤形**」+「**含量**」で記載されます
* よく似た名称のお薬が多いため薬品の後に（先発品〇〇）と記載しているものもあります

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
変更不可 (医療上必要)	患者希望	（個々の処方への変更を記載し、「発医薬品」を記載し、「先発品」を記載すること。）	薬品	を記載し、「先発品」を記載すること。
商品名で記載				
〇〇〇錠10mg1錠 分1 朝食後 7日分				



交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
変更不可 (医療上必要)	患者希望	（個々の処方への変更を記載し、「発医薬品」を記載し、「先発品」を記載すること。）	薬品	を記載し、「先発品」を記載すること。
一般名で記載				
【 般 】△△△錠10mg1錠 分1 朝食後 7日分				

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費削減につながります

ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください

株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院